

東日本大震災の被災又は原子力災害に伴う居住困難区域指定による代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

住所 (所在)

申告者

氏名 (名称)

電話番号

個人又は法人番号

下記の固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

地方税法附則第 56 条第 10 項及び第 11 項 (滅失・損壊に伴う代替資産に対する特例) に該当

地方税法附則第 56 条第 13 項及び第 14 項 (居住困難区域指定に伴う代替資産に対する特例) に該当

納税義務者 (所有者)	住所 (所在)	
	氏名 (名称)	被災資産の所有者との関係 ( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他)

1 代替資産の状況

資産区分	所 在 (家屋番号)	地積/床面積	地目/種類	取得 (建築) 年月日		
				登記年月日		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	宇都宮市 ( )	m <sup>2</sup>		年 月 日	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	宇都宮市 ( )	m <sup>2</sup>		年 月 日	年 月 日	年 月 日

被災住宅用地の所有者と同居する予定

被災家屋の所有者と同居する

● 共有名義の場合 - 共有持分 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

2 被災資産の状況

所有者	住所 (所在)		
	氏名 (名称)		
資産区分	所 在 (家屋番号)	地積/床面積	地目/種類
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	宇都宮市 ( )	m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	宇都宮市 ( )	m <sup>2</sup>	

※ 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失、損壊した家屋又はその敷地、原子力災害に係る居住困難区域に所在していた家屋またはその敷地をいい、「代替資産」とは、その被災資産に代わるものとして取得した家屋、又は土地をいう。

## ◎特例内容と適用要件

東日本大震災の被災又は原子力災害に伴う居住困難区域指定による代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1)被災資産の所有者（被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2)被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3)家屋：被災家屋の所有者の3親等内の親族で、代替家屋に当該被災家屋の所有者と同居する者  
土地：被災住宅用地の所有者の3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該被災住宅用地の所有者と同居する予定である者
- (4)被災資産の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

### 2 対象家屋要件

#### (1)被災家屋：

##### ①滅失・損壊に伴う申告の場合

東日本大震災により、半壊以上の判定を受けて解体撤去又は売却等の処分をしている家屋、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむをえず解体撤去した家屋（なお、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは該当になりません。）

##### ②居住困難区域指定に伴う申告の場合

居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋

- (2)代替家屋：原則として被災家屋の所有者が取得した家屋で、被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めたもの

### 3 対象土地要件

- (1)被災住宅用地：前記2の被災家屋の敷地で平成23年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- (2)代替土地：原則として被災住宅用地の所有者が取得した土地で代替土地であると市長が認めたもの

### 4 取得期間

#### ①滅失・損壊に伴う申告の場合

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

#### ②居住困難区域指定に伴う申告の場合

居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3か月（新築の場合は1年）を経過するまでの間に取得したもの

### 5 特例の内容

- (1)家屋：代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する
- (2)土地：代替土地のうち被災住宅用地の面積に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす

## 【添付書類】

（必ず添付する書類）

- ①被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名及び住所を確認できる書類⇒「平成23年度課税資産明細書」等及び「住民票（写）」又は「商業登記簿謄本（写）」

（滅失・損壊に伴う申告の場合に必ず添付する書類）

- ②被災家屋が震災により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類（「り（被）災証明書」（写））

- ③被災家屋の処分が確認できる書類⇒「解体契約書（写）」又は「売買契約書（写）」

- ④被災家屋の処分が未了の場合⇒「代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書」

（原子力災害に係る居住困難区域指定に伴う申告の場合に必ず添付する書類）

- ⑤被災資産を当該区域内に所有していた旨を証明できる書類

（必要に応じて添付する書類）

- ⑥代替資産の所有者が被災資産の所有者と異なる場合（同一の場合は不要）

- (1)被災資産の所有者の相続人である場合⇒「戸籍謄本（写）」

- (2)被災資産の所有者と同居する3親等内の親族である場合⇒「戸籍謄本（写）」

- (3)被災資産の所有者に合併が生じたときに、合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人又は被災資産に係る事業を承継した分割承継法人の場合⇒「商業登記簿謄本（写）」

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※被災資産と代替資産の所在が同じ宇都宮市内の場合は、「り（被）災証明書」、「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」、「解体契約書」又は「売買契約書」は不要です。